

令和 8 年度事業計画

1. 基本方針

令和 7 年は、米国の通商政策等が及ぼす影響や食料品を始めとする物価高が続きましたが、人手不足を背景とした賃金上昇やボーナス支給額の増加などの雇用環境の改善が見られました。

令和 8 年度は、引き続き深刻化する人手不足を背景とした高い賃上げや A I を初めとするデジタル化への対応などにより成長が期待されています。

このような中、勝浦市シルバー人材センター（以下「センター」といいます。）においては、近年の最低賃金の大幅な上昇を踏まえて、4 年連続で会員業務委託料単価の見直しを行うなど適切に対応してきました。

また、いわゆるフリーランス法に適合させるため、令和 7 年 4 月から新たな契約方法である包括的契約への移行を行い、インボイス制度による消費税影響額を抑制するなどセンターの安定的な事業運営に努めてきました。

一方で、人口減少や定年制延長の影響から新規入会者の減少傾向に歯止めがかからず、会員数の維持が困難となってきたことや依然として就業中の事故が多数発生するなどの課題があります。

このような状況を踏まえ、令和 8 年度においても引き続き会員数の拡大に向けた取組みを重点的に推進することとし、退会抑制についても取り組んでいくこととします。

また、安全就業に関して、会員が元気で安心して働くために、物損事故や傷害事故の防止、多発する損害賠償事故の防止に向け、会員の安全意識の高揚と事故防止対策の徹底を重点的に推進して、安全安心なシルバー人材センター事業を展開していきます。

2. 事業計画

（1）就業機会の拡大

- ・受託事業は、行政、民間事業所及び一般家庭による地域社会からの受注が主であります。就業機会の確保はセンターの大事な使命であることから、新規顧客獲得のため、役職員一丸となって就業機会確保に取り組めます。
- ・当センターの利用客には、別荘、保養所、空き家など市外所有者

等からの受注も増えてきています。所有地に来られない方も増えていますが、適切に顧客管理を行い、満足いただけるサービスの提供によりリピーターを増やし、更には年間を通じた契約に結び付けるなどして、安定した就業機会の確保に努めます。

- ・シルバー人材センターの活動及び内容の認知度を上げるため、市広報誌への掲載依頼、会報やホームページを活用したPRに努めます。
- ・労働者派遣事業については、事業所との連絡調整及び派遣就業を希望する会員へ就業機会の提供に努めます。また、県連合会と連携して適正就業の観点から適合する事業の拡大に努めます。

（２）会員の確保

- ・役職員及び会員の積極的な協力を得ながら、夫婦での入会促進や知人等への声かけ、口コミ等による入会活動を推進し新規入会者の確保に努めます。
- ・新たな会員数の確保策として入会時の特典を継続的に実施するとともに退会者の食い止め対策を検討します。
- ・市広報誌への会員募集記事掲載に加え、県連合会が作成する当センター用リーフレットを活用し、市広報誌発行時に世帯回覧を依頼するなどして、会員募集活動を進めます。

（３）安全就業対策

- ・令和７年度は、刈払機使用時における飛び石事故が６件発生し、６年度の事故発生件数の２倍となったことを重く受け止め、刈払機使用時の事故を減らすことを最重要目標として、就業場所の点検、飛散防止ガードの使用の徹底、ナイロン紐の使用禁止などこれまでの取り組みを一段引き上げる取り組みを行います。
- ・会員一人ひとりの安全就業に向けた意識の高まりが重要なことから、会報や安全就業だよりを活用して、「危険ゼロ」、「事故ゼロ」に向けた意識の高揚を図ります。
- ・事故の発生率が高い草刈作業・剪定作業の現場を中心に、安全就業パトロールを実施し、安全に際しての点検や注意喚起等を行い、安全意識啓発を図ります。
- ・近年、夏の猛暑が常態化してきており、熱中症リスクが高まる炎天下の就業も増えてきていることから、確実な水分・塩分補給や日陰での休憩をとるなどの啓発を行い、安全な就業の周知に努めます。

(4) 会員の就業意欲と技術の向上

- ・令和7年度の千葉県最低賃金は、前年を64円上回る1,140円と高い伸びを示したことから、この水準を下回る現在1,100円の会員業務委託料について、令和8年4月以降受注分から1,150円に引上げるなど、適切な改定を行います。
- ・地域ニーズへの対応と会員の就業機会の拡大及び未就業会員の解消促進に向けて、希望を考慮した就業支援及び早期の就業機会の提供に努め、会員の就業率向上を図ります。
- ・会員の就業機会や社会参加活動を推進するため、必要な知識や技能の習得を目的として、技能講習会の開催を検討します。

(5) 組織運営の充実

- ・センターからの情報提供及び会員からの意見を聴く場として地域班長会議を開催し、出された意見を事業運営に反映されるなど、会員と役職員との緊密な連携を図ることにより、より良いセンター運営に努めます。
- ・フリーランス法施行を契機に、令和7年4月から導入した包括的契約について、発注者に契約関係の説明を丁寧に行うなどして理解を得ることや会員に対して会員業務仕様書による通知など法令に沿った対応と新たな契約関係の理解を深めることについて適切に対応していきます。
- ・令和7年4月から施行された改正公益法人法は、当センターにおいては、法規制対象外となる一般社団法人ではありますが、予算書・決算書や会計経理方法において、公益法人と一部歩調を合わせた見直しの動きがあるため、県連合会等からの情報を基に適切に対応していきます。
- ・センターの安定的な事業運営のため、県連合会が主催する研修会や近隣団体で構成する上総地域協議会に積極的に参加し、情報交換や知識の習得に努めます。